

施設の概要

（金額、人数等の数値は平成23年度実績）

施設名		宇都宮市老人福祉センター （ことぶき会館・ふれあい荘・やすらぎ荘・すこやか荘）				
所在地		ことぶき会館 宇都宮市屋板町 5 5 8 番地 ふれあい荘 宇都宮市陽東 2 丁目 3 番 1 号 やすらぎ荘 宇都宮市宝木本町 1 9 9 1 番地 1 すこやか荘 宇都宮市下砥上町 1 2 5 9 番地 3				
根拠条例等		老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号) 宇都宮市老人福祉センター条例(昭和 45 年条例第 11 号) 宇都宮市老人福祉センター条例施行規則(昭和 45 年規則第 11 号)				
設置年月日		ことぶき会館 平成 7 年 3 月 ふれあい荘 昭和 5 5 年 5 月 やすらぎ荘 昭和 5 8 年 4 月 すこやか荘 平成元年 4 月				
設置目的・ 業務内容		設置目的	高齢者が健康で明るい生活を営むために必要な各種の相談や健康の維持増進，教養の向上及びレクリエーション等のための便宜を総合的に図ることを目的とする。			
		業務内容	・ 生活相談及び健康相談に関すること ・ 健康の増進及び教養の向上に資する講座及び教室の開催に関すること ・ 健康の増進，教養の向上及びレクリエーションのための施設の提供に関すること ・ その他施設の目的を達成するために必要な事業			
開館時間		午前9時30分から午後4時まで				
休館日		ことぶき会館 毎週月曜日，国民の祝日，年末年始 ふれあい荘 毎週日曜日，国民の祝日の翌日，年末年始 やすらぎ荘 毎週水曜日，国民の祝日，年末年始 すこやか荘 毎週日曜日，国民の祝日の翌日，年末年始				
現在の指定管理者		社会福祉法人 宇都宮市社会福祉協議会				
収支概要（千円）		指定管理料等（市支出総額）	1 8 6， 5 3 9 千円			
		使用料（利用料金）収入	2 8 6 千円			
利用者数（のべ人数）		ことぶき会館 84,510 人 ふれあい荘 46,379 人 やすらぎ荘 31,475 人 すこやか荘 54,315 人				
施設構造		ことぶき会館 鉄筋コンクリート造 2 階建て ふれあい荘 鉄筋コンクリート造 2 階建て やすらぎ荘 鉄筋コンクリート造 2 階建て すこやか荘 鉄筋コンクリート造 2 階建て				
敷地面積 （ m ² ）		ことぶき会館	8,671 m ²	延床面積 （ m ² ）	ことぶき会館	4,170 m ²
		ふれあい荘	2,292 m ²		ふれあい荘	846 m ²
		やすらぎ荘	5,311 m ²		やすらぎ荘	1,429 m ²
		すこやか荘	6,182 m ²		すこやか荘 本館	1,429 m ²
					作業棟	240 m ²

	施設名	定員(人)	面積 (㎡)
主な施設内容	≪ことぶき会館≫ 1 階 事務室, 健康相談室, 会議室, 図書室, 付設作業所, 教養娯楽室 (2 室) 2 階 大広間, 教養娯楽室 (3 室), 機能回復訓練室, 休養室, 浴室, ホール	250 人	—
	≪ふれあい荘≫ 1 階 事務室, 健康相談室, 生活就職相談室, 図書談話室, 機能回復訓練室, 作業室, 浴室, ホール 2 階 集会室, 準備室, 茶室, 娯楽室 (2 室), 会議教養室 (2 室)	100 人	—
	≪やすらぎ荘≫ 1 階 事務室, 健康相談室, 生活就職相談室, 休憩室, 大広間, 機能回復訓練室, 浴室, 食堂 2 階 教養室 (3 室), 娯楽室 (2 室), 会議室, 作業室, 図書室, 茶室, 休憩室, ホール	200 人	—
	≪すこやか荘≫ 1 階 事務室, 健康相談室, 生活就職相談室, 機能回復訓練室, 大広間, 娯楽室, 浴室, 食堂, ホール 2 階 会議室 (2 室), 教養室 (3 室), 料理実習室, 図書コーナー 作業棟 事務室兼作業所, 作業室 (2 室)	150 人	—
そ の 他 特 記 事 項	・本市及び県央都市圏（鹿沼市・日光市・真岡市・さくら市・下野市・上三川町・芳賀町・壬生町・高根沢町）の 60 歳以上の住民が利用する場合は無料 ・身体障がい者手帳, 療育手帳, 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方（介護者 1 名含む）は, 利用料全額免除 ・附属施設（料理実習室）を利用する場合は有料（宇都宮市老人福祉センター団体取扱要領の減免基準に該当する場合は無料） ・施設の目的外使用により, ことぶき会館, やすらぎ荘及びすこやか荘の売店は宇都宮市障害者福祉会連合会が運営		

施設の概要

（金額、人数等の数値は平成 23 年度実績）

施設名		宇都宮市老人福祉センター （上河内老人福祉センター）	
所在地		上河内老人福祉センター 宇都宮市松田新田町 1 1 6 番地 1	
根拠条例等		老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号) 宇都宮市老人福祉センター条例(昭和 45 年条例第 11 号) 宇都宮市老人福祉センター条例施行規則(昭和 45 年規則第 11 号)	
設置年月日		上河内老人福祉センター 昭和 6 2 年 4 月	
設置目的・ 業務内容	設置目的	高齢者が健康で明るい生活を営むために必要な各種の相談や健康の維持増進，教養の向上及びレクリエーション等のための便宜を総合的に図ることを目的とする。	
	業務内容	・ 生活相談及び健康相談に関すること ・ 健康の増進及び教養の向上に資する講座及び教室の開催に関すること ・ 健康の増進，教養の向上及びレクリエーションのための施設の提供に関すること ・ その他施設の目的を達成するために必要な事業	
開館時間		午前9時から午後4時まで	
休館日		上河内老人福祉センター 毎週土曜日・日曜日，国民の祝日，年末年始	
現在の指定管理者		社会福祉法人 宇都宮市社会福祉協議会	
収支概要（千円）		指定管理料等（市支出総額）	1 0，8 5 8 千円
		使用料（利用料金）収入	1 6 千円
利用者数（のべ人数）		上河内老人福祉センター 3,809 人	
施設構造		上河内老人福祉センター 鉄筋造及び木造平屋建て	
敷地面積 （ m ² ）		上河内老人福祉センター 4,779 m ²	延床面積 （ m ² ） 上河内老人福祉センター 827 m ²

	施設名	定員（人）	面積（㎡）
主な施設内容	≪上河内老人福祉センター≫ 事務室，教養娯楽室，集会室，会議室，相談室，交流談話室，栄養指導室，機能回復訓練室，ゲートボール場	150 人	—
その他の特記事項	・本市及び県央都市圏（鹿沼市・日光市・真岡市・さくら市・下野市・上三川町・芳賀町・壬生町・高根沢町）の 60 歳以上の住民が利用する場合は無料 ・身体障がい者手帳，療育手帳，精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方（介護者 1 名含む）は，利用料全額免除 ・附属施設（集会室・教養娯楽室・栄養指導室・ゲートボール場）を利用する場合は有料（宇都宮市老人福祉センター団体取扱要領の減免基準に該当する場合は無料）		